「元気じゃ健診」を受けましょう

生活習慣病は、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを高める ことが分かっています。健診を受けて、生活習慣病を予防しましょう。 問健康推進課(☎504-2290、☎504-2258)

年に1回必ず受診を

市は、以下の対象者に、元気じゃ 健診を行っています。

■対象

40歳以上の市国民健康保険加入 者、県後期高齢者医療被保険者、40 歳以上の医療保険未加入者

※上記以外でも、加入している健康 保険で健康診査を実施している場 合があります。詳しくは、勤務先や 加入している健康保険にお問い合 わせください

■健診内容

身体計測、血圧測定、血液検査、尿 検査など

感染症対策で安心して受診

健診実施機関では感染症対策を 徹底しています。会場の混み合いが 気になる人は、例年、受診者数が少 なく、インフルエンザなども流行し ていない8月~9月の受診がお勧め です。

■受診の流れ

①受診券が届く

4月中旬ごろに受診券が届き ます。必ず開封し、内容を確認 してください

②受診場所を選ぶ

最寄りの医療機関、集団健診、 市健康づくりセンターの中か ら選んで受診することができ ます。夜間の集団健診も実施 しています



③健診を受診する

自己負担金は0円です。個人で 受けると約9,600円かかる検 査を、無料で受診することが できます

詳しくは市ホームページで 市HPページ番号 212894



元気じゃ健診の受診券



空家等対策計画を策定しました

生活環境の保全・空き家の活用を促進するため、 「広島市空家等対策計画(第2期)」を策定しました。 問建築指導課(☎504-2288、☎504-2529)



空き家が増えています

適切に管理されていない空き家 が放置されることにより、保安や衛 生などの面で、周辺環境に深刻な影 響を及ぼす恐れがあります。

市は、平成29年3月に「広島市空家 等対策計画(第1期)」を策定し、空き 家の所有者に対する意識啓発・情報 提供など、空き家の流通・活用や適 切な管理の促進に取り組んできま

した。

新たな計画を策定

引き続き、空き家に関する施策を 総合的・計画的に推進するため、空 き家の発生から危険なものへと移 行していく段階や所在するエリア の特性に応じた対応など、よりきめ 細かな対策を盛り込んだ同計画(第 2期)を策定しました。

■計画期間

令和4(2022)年度~8(2026)年度 の5年間

■取り組み方針

○空き家の発生抑制

○空き家の流通・活用の促進

○空き家の適切な管理・除却の促進

詳しくは市ホームページで 市HPページ番号 271231



相談窓口をご利用ください

市政に対する意見や要望、日常生活上の法律関係や交通事故に関 する困り事など、お気軽にご相談ください。 週市民相談センター(☎504-2120、四504-2121)

■ 市役所市民相談センターでの相談

相談名	相談の内容					
市政相談	市政に対する意見・要望など(区役所区政調整課でも 受け付けています)					
民事相談*1	親族・相続関係、その他日常生活上の法律関係の困り 事など(刑事事件は除く)					
交通事故相談*1	賠償額の算定、自賠責保険請求の方法など					
法律相談(弁護士)*2	法律上の諸問題(刑事事件は除く)					

●相談日時

(月)~(金)の8:30~17:00

- *1 民事·交通事故相談の場合は、 16:00ごろまで
- *2 弁護士による法律相談は、民 事相談員が相談を受けた後、予約 を受け付け

●申込方法

電話で同センター(上記)へ ※市の業務など、市政への意見・ 要望は、電子メール (kocho@city. hiroshima.lg.jp)、郵便(〒730-8586 市民相談センター)、ファク ス(上記)でも随時受け付けていま

●休み

(出・旧)、祝・(休)、8月6日、年末年始など (法律相談は8月13日~16日、12月 28日、1月4日も)

■ 区役所区政調整課での相談

相談内容	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯
交通事故	第1(火)	第2(火)	第4火	第3(火)	第1金	第3金	第4金	第2金
暴力被害	なし	第1(火)	第3(火)	第4(火)	第3休	第2休	第1休	第4休
人権	第2例	第3(水)	第1%	第3休	第2休	第4休	第2休	第2休
行政	第2金	第1金	第4金	第3金	第1例	第3(水)	第2(水)	第4(水)
司法書士法律	第1休	第3休	第2休	第4休	第3例	第2例	第4冰	第1例
表示登記·境界	第1例	第2例	第3例	第4例	第2金	第4金	第1金	第3金
行政書士法律 手続	第1冰	第2休	第4休	第2(火)	第4水	第1休	第3火	第2(火)

税務(佐伯区役所のみ) 第2月) 年金・労働(中区役所のみ) 第3(火)

市政(市政への意見・要望など) 各区役所で随時

●相談・申込先:区役所区政調整課(ファクスは4分左)

区	電話	区	電話	区	電話	区	電話
中	504-2543	南	250-8933	安佐南	831-4925	安芸	821-4903
東	568-7703	西	532-0925	安佐北	819-3903	佐伯	943-9706

●相談日時

市政相談以外は各相談日の13:00~ 16:00(暴力被害相談は15:00まで)

●申込方法

相談日当日の8:30から、電話で区役 所区政調整課へ(交通事故相談、暴 力被害相談、表示登記・境界相談は、

相談日当日の10:00まで随時受け付 け)。先着各6人(暴力被害相談は4 人)。相談時間は1人30分まで

●休み

(土· (土)、(祝· (休)、8月6日、年末年始(市 政相談以外は8月13日~16日、12月 28日、1月4日も)

市は、「200万人広島都市圏構想」 の実現に向け、近隣27市町と連携・ 交流を進めています。

|広島広域都市圏サイト | 検索



・「坂うめじろう」



坂町公式キャラク ター「坂うめじろう」で す。町の木「梅」と町の鳥 「メジロ」にかけた名前 なんだよ。きれい好きで 好奇心旺盛、さみしがり 屋で人がたくさんいる

と安心するんだ。チャームポイントは、やる気満々で いつも頭の毛がはねているところです。ぬいぐるみ やキーホルダーなどのグッズも大人気♪ 今年度は トートバッグも登場。広島広域都市圏のイベントに も参加しているので、見掛けたら声を掛けてね!

【トリビア…雑学的な事柄や豆知識など】





坂町公式マスコット キャラクター 坂うめじろう